

平成30年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年10月5日（金）午後2時 玉名市役所 第二委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推5 小山 勝男

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
第56号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第26号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。本日は委員総数19名のうち全員の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、小山勝男推進委員から欠席の届けがっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第11回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さんこんにちは。台風ばかりでついに今25号が接近中ではございますけれども、今後は東シナ海を北上するというので、進行方向の右側に今度はあたるようでございます。非常に強力な風が吹くというような情報でもございます。しかし、今、外のほうを見てみますと全然無風状態みたいな感じで、なんか不気味な感じもいたしますけれども、このあと農業施設であるとか家屋であるとか、お互いにひとつ準備だけはちゃんとしとったほうがいいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは早速でございますけれども議事に入ります。

本日の議案は、議第53号より議第56号までの67件と、報告第25号より26号までの21件が提案されております。皆様方の慎重なる御審議よろしくお願ひを申し上げます。

また、本日の議事録の署名委員は、8番、船津委員と9番の澤村委員にお願ひいたします。

それから、発言の際には委員番号と氏名、また推進委員さんからの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願ひいたします。なお、採決の際の挙手につきましては、農業委員さんのみの挙手をお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第53号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第53号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、小野尻の申請人で、小野尻の田1,146㎡を労力不足と規模拡大により売買するものです。

2番、埼玉県川口市と石貫の申請人で、石貫の田141㎡外6筆、計5,137㎡を甥へ贈与するものです。

3番、東京都練馬区と岱明町の申請人で、岱明町大野下の田241㎡を高齢と相手方の要望により売買するものです。

2ページ目です。

4番、岱明町の申請人で、岱明町高道の畑411㎡外5筆、計8,102㎡を農業者年金受給のため使用貸借権をするものです。

5番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町浜田の畑373㎡外1筆、計の478㎡を兄へ贈与するものです。

6番、横島町の申請人で、横島町横島の畑214㎡外3筆、計2,967㎡を子へ贈与するものです。

7番、横島町の申請人で、横島町横島の畑229㎡外7筆、計5,778㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。

3ページをお願いいたします。

8番、横島町の申請人で、横島町横島の田394㎡外8筆、計4,084㎡を子へ贈与するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,875㎡を子へ贈与するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,873㎡を子へ贈与するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町共栄の畑20,001㎡外2筆、計38,457㎡を子へ贈与するものです。

12番、横島町と玉名郡和水町の申請人で、横島町共栄の畑10,120㎡のうち2,710㎡を子へ経営移譲するため使用貸借権を結ぶものです。

13番、天水町と熊本市西区の申請人で、天水町小天の田341㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

以上13件、合計73,189㎡につきまして、農地法第3条第1項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○推4番（土田健一君） はい。推進委員番号4番、土田健一です。では1番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、そして譲受人は規模拡大ということで、なお、下限の面積を満たしていることから、許可相当という判断をいたしました。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○9番（澤村哲志君） 9番、澤村です。2番の案件について説明します。

譲受渡人は譲渡人の甥にあたり、贈与されることになりました。譲受人は以前から農地を耕作、管理しており、下限面積も満たされています。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○推11番（小山久仁江君） はい、推進委員11番、小山です。3番の案件について説明します。

譲渡人さんは遠隔地に住んでおられ、御高齢ということで、その申請地の売買を希望されました。譲受人さんはこの申請地の近くを今現在既に耕作されており、相手方要望と耕作便利ということで、下限面積も満たしており、何の問題もなく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○12番（中島浩輔君） はい。農業委員12番、中島です。4番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係で、申請理由が農業者年金受給のためということで、何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

- 13番（小川信孝君） 13番、小川です。5番について説明いたします。
兄への贈与ということであります。下限面積も満たされ、許可相当と判断します。
よろしく申し上げます。以上です。
- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。
それでは、6番、お願いします。
- 14番（高田優子君） はい、農業委員14番、高田です。6番の案件について御説明いたします。
譲渡人と譲受人は親子関係で、申請理由は子への贈与となっております。何ら問題ないと思います。御審議よろしく申し上げます。
- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。
それでは、7番、お願いします。
- 14番（高田優子君） 続けて御審議をお願いいたします。
貸人と借人は親子関係で、申請理由は、農業者年金の受給のため申請でございます。これも何ら問題ないと判断しております。御審議よろしく申し上げます。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。
それでは、8番、お願いします。
- 14番（高田優子君） 8番の案件について御説明いたします。
譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人の方は新規就農の息子さんへ贈与されるものです。これも何ら問題ないと思います。
- 議長（永田知博君） はい、それでは9番、お願いします。
- 14番（高田優子君） はい、すみません続けて。9番の案件について御説明いたします。
先ほど8番の案件と同じで、これは父親の方となっておりますので、これも新規就農の息子さんへ、子への贈与となっております。以上です。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。
それでは10番、お願いします。
- 14番（高田優子君） はい、10番の案件で御説明いたします。
この件も譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は新規就農となっており、子への贈与となっておりますので、何ら問題ないかと思えます。
御審議よろしく申し上げます。
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。
それでは11番、お願いします。
- 15番（吉田孝壽君） 農業委員15番の吉田です。11番の案件について説明します。

譲受人と譲渡人は親子であり、子への贈与でありますので下限面積も満たされております。許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは12番、お願いします。

○15番（吉田孝壽君） では、続けて説明いたします。12番の案件について説明します。

請人はこの実の子であり、新規就農で認定農業者でもあります。下限面積も満たされておりますし、許可相当と判断します。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは13番、お願いします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。13番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、下限面積も満たされており、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から13番まで、ただいま委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、赤松委員、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。この8番と9番は同じあれですけど、何で分けて申請しなければいかなかったのか。8番と9番の同じ、親子で。

○議長（永田知博君） はい、高田委員、どうぞ。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。8号の議案ですけど、これは譲受人に対してですね、この譲渡人は母親になります。母親の名義の面積を息子さんのほうに贈与されるということです。9番のほうがお父さんになるわけですね。名義を子の譲渡人の方に贈与されるということです。

○3番（赤松繁之君） 経営面積は結局23,933㎡ですかね、同じように書いてあるのに何で分けてあるのかなあと思ったからですね。はい、わかりました。

○議長（永田知博君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可する

ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第53号については許可することに決定いたしました。

次に、議第54号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第54号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が大浜町の田572㎡で、転用目的が個人住宅及び作業用倉庫での申請です。議第55号6番と関連がございます。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

2番、申請物件が岱明町庄山の畑725㎡で、転用目的が農家住宅への申請です。議第55号11番と関連がございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計1,297㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

議第54号は、受付番号1番、2番ともに始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、受付番号1番につきまして、事務局より始末書を読み上げてください。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま1番について、事務局の始末書の朗読が終わりました。

1番について、地元の委員さん、説明をお願いいたします。

○推3番（松本恒幸君） はい、推進委員3番の松本です。1番の議案について説明を申し上げます。

今、始末書のとおり、亡くなられておられた父親のほうで思い込みがあったようでございます関係で、現在、息子さんが今度新たに転用許可を申請するということでございます。また、このあとで4号のほうに出てきますけども、関連がございまして、地元委員さんと一緒に調査した結果、別に問題はなかったようでございます。

そしてまた、今現在のほうは給水は必要なしということ。それと雑排水は発生しないというところでございます。雨水は自然浸透しているということでございます。別に何か迷惑をかけるようなことはなかったと思っておりますので、どうか御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番につきまして、これも始末書が添付されております。

事務局より朗読をお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、2番、説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。2番の案件について説明いたします。

今回提出されている農地の転用許可申請の内容は、事務局から始末書での説明がありましたように、昭和60年に自宅新築する際に間違っただけで地番登記されたものがあります。申請者は861番地の1に建つてると思い、また登記上もそのようになっていますが、実際は861番地の2であり、862番地の3を分筆するにあたり、この違いが判明したものであります。

申請者に悪意はなく、築後既に33年が経過しており、給排水は市の上水道を利用され、生活雑排水は合併浄化槽が設置されております。周囲への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

1番、2番について丁寧に説明をいただきました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第54号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認する

ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第54号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第55号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第55号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が繁根木の畑71㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が繁根木の田2,329㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中の畑106㎡で、転用目的は店舗兼個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が立願寺の畑2,117㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の田2,057㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田374㎡で、転用目的は個人住宅です。先ほどの議第54号1番と関連がございます。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

7番、申請物件が宮原の畑233㎡外1筆、計271㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

8 ページをお願いします。

8 番、申請物件が寺田の畑 8 8 8 m²外 1 筆、計 1, 7 8 7 m²で、転用目的は貸店舗及び駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9 番、申請物件が玉名の田 1, 3 5 9 m²で、転用目的は駐車場及び機材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 0 番、申請物件が三ツ川の畑 8 1 8 m²外 1 4 筆、計 1 5, 0 9 0 m²で、転用目的は植林です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9 ページをお願いします。

1 1 番、申請物件が岱明町庄山の畑 2 3 m²で、転用目的は農家住宅です。先ほどの議第 5 4 号 2 番と関連がございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 2 番、申請物件が岱明町野口の田 3 0 6 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

1 3 番、申請物件が岱明町野口の畑 1, 2 3 3 m²外 1 筆、計 1, 3 2 0 m²で、転用目的は宅地分譲及び公衆用道路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

1 4 番、申請物件が横島町横島の畑 2 7 9 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 5 番、申請物件が天水町小天の畑 4 7 7 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上 1 5 件、合計 2 7, 9 6 6 m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る 1 0 月 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

議第 5 5 号は、受付番号 1 番につきましては、これも始末書が提出されております。

すので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

また、受付番号8番につきましては、事務局より経緯の説明を行った上で、担当委員の説明をお願いいたします。

それでは、受付番号1番につきまして、始末書を朗読してください。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番について、地元の委員さん、説明をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の議題について説明いたします。

譲受人が17年間賃貸しで借りていた場所を駐車場として継続して使用し、売買契約となりました。調べてみると地目は畑のままであった。今、始末書が読まれましたけど、土地の所在地は市民図書館の西側で、71㎡、使用目的は来客用の駐車場4台分、雨水は自然浸透、生活排水はありません。現地調査の結果、何ら問題なく本件については許可相当と判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○推1番（水本信之君） 続いて2番の説明をいたします。

譲受人は賃貸アパートを建設したいと考えており、住環境にすぐれた本土地を選びました。土地の所在地は、玉名市繁根木宮下、ちょうど砂天神の下になります。地目は田、田んぼですけど休耕田です。出入り口がないため幅4mの道路を造り、西側の境界にはL型ブロックを設置し、盛土で約1m嵩上げするそうです。事業面積は2,329㎡、東側建物1棟、木造スレート2階建て、1階が5戸で2階が2戸、南側に建物と木造スレートで2階建て、1階が6戸で2階が2戸です。西側に駐車場26台分、給排水計画は、取水は公営水道、雨水は東側水路の側溝に排出とのことです。生活雑排水、汚水は下水道管に排出する。入り口道路が坂になるために、道路雨水対策として道路の端にU字溝を設置するとのことでした。現地調査の結果、何ら問題ないと、本件については許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は貸店舗で大衆酒場を経営されておりました。今回、店舗兼住宅を建築するための申請です。場所はJR玉名駅より東へ200mぐらいのところ、北と南を道路で挟まれた駅通り商店街の一角です。道路より少し高いので、地下げして道路の高さと同じぐらいにして、境界にブロック塀を設けるそうです。建物は木造2階

建て、1階を店舗、2階を住宅に利用するようで、給排水は北側市道の上下水道を利用し、雨水は集水桝を設置して市道内の埋設雨水管へ接続放流するそうです。周りには迷惑をかけないということで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。4番の案件について。

申請人は不動産業で、宅地分譲7区画分の申請です。場所は北稜高校北側150mくらいで、栄屋立願寺店の東南東150mくらいのところです。周りを道路に挟まれた住宅地の一角で、周りの道路より少し高いのでL型擁壁とブロックで囲み、土砂の流出を防ぐそうです。7区画に区切るそうです。給排水は周りの道路の上下水道を利用し、雨水は道路側溝へ接続放流するそうです。周りには農地もなく、都市計画区域内でもあり、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） 続けて5番を説明いたします。

申請人は4番と同じ会社で、今回は建売住宅地の申請ということで、場所は糠峯団地の西側100mくらいで、玉名バイパスの南側6、70mくらいのところです。西側を市道が通り、北側は宅地、東側は段上りの農地、南側は小川が通っております。通ってるというか流れてます。周りは構造物が高いので盛土を1.5mくらいするようで、小川に面した場所は、重力式の擁壁か間地ブロック積みで行うそうです。申請地の中央に6mの道路を設け、位置指定道路にする予定だそうです。中央部に西側より公共上下水道管を布設、利用し、雨水は6m道路の両側に側溝を設置し、これに接続して市道側溝へ接続放流、建物は木造2階建て、延べ床面積68.72㎡が2戸、117.58㎡が2戸、68.40㎡が2棟だそうです。周りの農地には十分留意するとのこと、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番、4番、5番と説明をいただきました。

それでは、6番、お願いします。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本でございます。6番の案件について御説明いたします。

これは先ほど議案第54号の1番と関連事業でございまして、これ貸人、借人は夫婦であります。先ほど始末書付きの再度修正して、先ほど承認いただきました同じ土地でございます。その中の一部374㎡をまた宅地に転用するというところで

ざいます。

土地の選定理由といたしまして、申請人は現在住んでいる建物に夫の母と家族で同居しておりますが、このほど独立した住宅を隣接地に建築することになりました。現在の家は老朽化とともに耐震性も不足しているという設計事務所から言われており、2年前の熊本地震の際にもかなり心配しましたが、どうにか持ちこたえたということでございます。しかし、将来的にも夫の母の面倒をみる事情から、現在土地を離れるわけにはいかず、母が当面既存家屋に住みたいという強い申出があったということであり、これをむやみに強要して立ち退かせることはできず、申請人が隣接地に住宅を新築することで決着したということを知っております。よって、本件土地は、農用地区域除外の手続きを経てこのほど認可を受けましたので、この土地に自己住宅地、自己計画地、この事業を達成するために必要なものであるということでございます。

給排水計画としましては、市の上水道整備が道路に入っておりますので、これを給水に使いたいということでございます。排水処理方法としましては、雨水の処理方法は、敷地内に雨水枡を設け、近くに用排水路がございますので、そこに流すということでございます。生活雑排水は、汚水の処理方法としまして、合併浄化槽設置の上、その浄化水を隣接の用排水路に流すということでございます。地元農業委員さん、推進委員等と調査いたしましたところ、まず問題ないかと思っておりますので、どうか御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 5番、浦谷です。7番の案件について説明いたします。

譲受人はただいまブリヂストンタイヤの社宅に住まわれておりますが、結婚されてちょっと手狭になり、申請地を一応見つけたということで申請がなされております。申請地は玉南中学校の東側大体100mぐらいのところの土地で、北側に県道が通っております。その地域は第1種農地の中ですけれども、住宅地の周辺が住宅地になっておりますので、申請された場所は農地の一部が残った部分で申請なされております。事業の目的は個人住宅でございます。

そして、計画の概要といたしましては、事業面積が271㎡の申請でございまして、その個人住宅1棟が85.70㎡ということでございます。給水については、南側の道路に本水管が埋設してありますので、それから引き込むということでございます。雨水と生活雑排水については、その南側の側溝が埋設してありますので、雨水については一応側溝のほうに流すということでございます。生活雑排水と雨水については、合併浄化槽を埋設して、その処理をした水を南側の側溝に流すという

ことでございます。周辺には農地はございませんので、農地に対しての被害等はないようでございますが、県道のほうが少し高台になっておりますので、その部分についてはL型ブロックで一応土留めをするということでもございましたので、何ら一応迷惑かけるようなことはないということでもございますので、一応現地を調査いたしましたところ、許可相当と思います。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番の説明をしていただく前に、事務局より経緯の説明をお願いいたします。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。議第55号8番について、委員の説明の前に、事務局から経緯を説明いたします。

今回の申請地には、以前から店舗が既に建っております。登記情報を参照しますと、申請地は国土調査の際に合筆された旨の記載があります。店舗の登記情報を参照しますと、この店舗は合筆前の土地に新築されたものであり、農業委員会の記録により農地法第4条の転用許可を受けたものであることがわかっております。このことから、この店舗は農地法上の許可を受けて建ててありますけれども、地目を宅地に変更する前に隣接する畑と合筆がされており、地目が畑のままとなっているものであり、本件は無断転用ではないと考えております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、説明をお願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 8番の案件について説明いたします。6番、縄田です。

譲受人は、玉名市寺田において内科を開設しておられます。現在、駐車場が診療所から離れており、患者や来訪者に負担をかけているため、診療所に隣接した申請地に新たな駐車場を建設したいとのことでした。また、申請地上にある店舗も譲受け、貸店舗として賃貸したりしたいとのことでした。駐車場についてはバラス敷きとし、雨水は地下浸透させるので排水設備は不要です。貸店舗の敷地部分は既に農地転用を受けているが、し尿はくみ取りであります。雑排水は地下浸透であります。環境の負担を軽減するため、事業計画書の診療所施設の浄化槽に接続して再生するとのことでした。近隣農地への日照、通風、耕作等の影響はなく、転用にあたっては近隣農地への被害発生のないよう十分注意するとのことでしたので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、お願いします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。9番について説明をいたします。

現在、この場所にですね、本社敷地や資材置場、駐車場を賃借している土地が、県道玉名八女線の拡張工事ですね、買収されることになりまして、それで今、土地が狭くなり、事業に支障を及ぼすため、今、借りている賃貸人と同一の所有地が隣接地にありますので、そこを借りて新たに駐車場、それから資材置場を設置する計画となっております。場所はですね、玉名地域医療センターから北側へ約100mぐらい行ったところの第2種農地というふうに判断をしています。

現地はですね、既に盛土がしてありまして、ただ畑という形で形状変更してありました。農地としては使用は可能であるというような状態の盛土が既にしてありました。計画の概要としては、7台分の車庫、それからプレハブ式の物置、それから資材置場をその場所に置くということです。給排水については、駐車場、資材置場ということでほとんど発生しません。雨水については、計画地を砂利敷きにして自然浸透ということです。

被害防除としては、まず申請地は西側が申請人の借地、それから北側が道路、それから東側と南側が田という状況になっていますけども、特に東側と西側が盛土してありますので、農地が低いところにありますので、土砂の流出がないよう、被害が出ないようにと万全の対策をとるとのことになっています。現地調査の結果、転用については問題はないかなというふうに思います。

それから、続けて10番について説明をさせていただきます。

転用目的が植林ということで、なかなか珍しい例なのかなというふうに思います。申請人がですね、以前より椎茸の原木となるクヌギの育成・販売、そういう事業に興味を持っていたということでございます。今回の申請地、三ツ川の畑と農地なんですけども、申請人が近くに杉山を所有しているところの近くの土地でありまして、その場所がほとんど道路がなく、あっても1.5mぐらいの幅員の里道があるぐらいで、軽トラックが通るのが精一杯の状況のところでした。また、土質が山竹の土地で作物の育成も悪くて、また砂山がちょっと崖崩れとか崩れたりしていたようなところであり、まだ有害鳥獣のイノシシが頻繁に出没するような土地で、現地を見ても荒廃の一途をたどってるような土地かなあというようなことも思いました。

今回、数名の土地の所有者からこの申請人に購入依頼があったということで、申請人が近くにスギ山を所有している関係上、購入してクヌギの苗木を植栽して、椎茸の原木を育成して販売するというのを計画されたところです。

計画の概要としては、15,090㎡に苗木を940本植林をするということです。約3m感覚で植林して、原木の販売はですね、植林後4年ぐらいに枝を切るんですよね、枝を落として、また伸びたのは枝を切ってというその繰り返しをするというような話でした、説明でした。そういう形で植林をしていきたいということで

す。給排水、被害防除については、植林ということで給排水は発生しません。被害防除については、植林後下草の雑草等を刈り取るというようなことなので、土砂の流出等はないということで、また植林がその辺のところを植林に関しても周りがほとんど山林という状況のところでしたので、日照とかそういうところで周りには被害はないのかなあというふうに、現地を確認してそういうふうに思いました。そういう結果、植林の転用については、問題はないというふうに判断をしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。11番について説明いたします。

この件も先ほど議第54号の2番と同じであります。先ほどの始末書のとおり、861番の1に建物が建っていると登記されておりましたけれども、面積の23㎡が862の16番に建っていたということであります。これも申請人の悪意はなく、登記上のミスということでありますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、お願いします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。12番の案件を説明します。

譲受人は現在アパートにお住まいで、個人住宅が欲しくて土地を探しておられたそうです。運良く本件の所有者の同意を得て選定することができたそうです。場所は、専修大学玉名高校の南方の分譲地です。建築面積は122.6㎡で、給排水は玉名市の公共上下水道を使用するとのことでした。雨水は敷地内に溜め枳を設置して、浄水は側溝に流すそうです。被害防除計画としては、東と北には既に家が建っており、南は県道、西だけが雑種地となっておりますので、ブロック塀を積んで周囲に迷惑をかけないようにするとのことですから、許可相当と考えました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、お願いします。

○10番（田上 一君） 13番の案件を説明します。

場所は208号線から北へ30mぐらい入ったところにマンションがあります。その裏あたりになる、なんともわかりにくいところです。譲受人は不動産業を営む会社ですけれども、事業計画としては、宅地造成分が841㎡、公衆道路用分が479㎡で、転用面積は1,320㎡とのこと。4区画の分譲宅地造成ですね。大体申請地には里道だけで広い道路がないために、里道に土地をあわせて、東から西へ70mぐらいの公衆用道路を造られるものです。また公道から申請地への進入

路を個人所有の公衆用道路になっておりますので、譲受人は今の道路の共有持分を取得する予定とのことでした。もちろん給排水計画も公衆道路の許可を得てから公衆道路の中に引込み工事を始めるとのことです。市役所とも話し合いができていたとのことでした。被害防除計画としては、南から東、西の境界線にコンクリートブロックを積み、隣接地に迷惑をかけないようにするとのことでした。また、隣接地に被害が発生した場合は、申請人の責任として解決するとのことですから、何も問題はなく許可相当と思われました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。14番の案件について御説明いたします。

貸人と借人は親子関係で、自己用の住宅を建築するための申請でございます。申請地は横島町の集落の中にあるもので、近くに生活関連施設が整ったところであり、住宅地に適しているとの判断したための申請でございます。

給水計画ですが、給水は井戸水、雨水は道路側溝に流し、生活雑排水、汚水は合併浄化槽にて処理後、きれいな水として道路側溝に流すということでございます。現地調査の結果、許可相当と判断しております。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○18番（堀田昌子君） はい、農業委員18番、堀田です。15番の案件について説明します。

申請地は、小学校が近いことや地域性を考慮して選定してあります。東側、南側、水路を挟んだ西側は全て宅地です。北側は近くの家との共有の通路です。したがって、農地への日照、通風等の問題はございません。周りはブロック塀で囲みます。給水はボーリング施設を新設して使用、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、隣接する西側の排水路へ流します。雨水も同様に西側の排水路へ流します。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から15番まで担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。8ページの10番の案件ですね、これは許可後は地目は何になるんですか。植林ということですから畑ですか。

○事務局長（二階堂正一郎君） 許可後の地目ですか。山林です。

○3番（赤松繁之君） 山林ですかね。はい、わかりました。

○議長（永田知博君） それでは、ほかには何かございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について、原案のどおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第55号については、許可することに決定しました。

次に、議第56号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 11ページをお願いいたします。

議第56号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページの総括表と14ページから16ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が7件、35,361㎡、利用権設定が30件、92,674㎡、合計37件、128,035㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第56号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第56号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第25より26号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 17ページをお願いいたします。

報告第25号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回17ページから21ページまでの19件、合計109,087㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第26号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回2件、合計の2,605㎡の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。

その他、高田委員より申出がございましたので、高田委員、どうぞ。

○14番（高田優子君） お聞きしたいんですが、今、支所のほうの岱明、横島天水で窓口の農業委員の窓口がありますけども、これはなんかちょっと小耳にはさんだんですが、なんかなくなるようなことを聞いたものですから、どんなふうになってるかと思ひまして、ちょっとお尋ね申し上げております。

○事務局長（二階堂正一郎君） 以前ですね、多分もう4年か5年前にですね、一度この農業委員会の総会の中で、なくすということで決定した経緯がございます。その中で、なくすということでお話しをしていたんですけども、地元の方々、議員さんも含めてですね、御意見がありまして、とりあえず残して、支所に各一人ずつ置いてということで今、始まっております。

当初は再任用の方ですね、市役所を辞められて再任用の方3人、各支所に張り付けの形で行っていたんですけども、3人から2人にちょっと減らされまして、その2人が今、週に2日ずつですね、各支所をまわってるという形です。

今後またこれは総会の中で御意見を諮ったりなんかしながらですね、なくすかど

うかというのは考えていかないといけない話なんですけども、今現状では、まだなくすということには話は決まっておられません。ただ、実際ここ何年かのうちにその話はまたして、いろいろ調整等はしていかないといけないのかなと思います。

○14番（高田優子君） 今の段階では決定ではないんですね。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい。

○14番（高田優子君） はい、わかりました。

○事務局長（二階堂正一郎君） それと今年までで、今、来られてる再任用のお二人は再任用の期間が終わりますので、今後非常勤職員ですかね、という形でやっていたかどうかというのは本人さん次第なので、そこもちょっと今からお話をしている状態です。

○14番（高田優子君） じゃあ、まだここ何年間は、まだそのまま現状ということですか。

○事務局長（二階堂正一郎君） そういうつもりで、会長と話しております。

○14番（高田優子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） 今、事務局長のほうから説明がありましたけれども、大体本庁一本でという集約をするということは、まず一つの目標ではありましたが、やっぱり議会のほうの議員さんあたりからですね、やっぱり各支所にもう誰もおらんというのは、ちょっと便利が悪いとかいろいろ意見がありましたので、今現在、進行中の形になってはおるわけですね。それで本来ならば、本当は本庁一本でということが大きな目標ではあったわけですね。それで、やっぱりきょうも局長から実績のあれを見てみましたけれども、やっぱり支所のほうでの取り扱い件数というのはそんなに多くもないわけですね。そういうふうにして配置して、今は週に2日ずつまわっていただきよりも、そのへんをね、今後どういうふうにするか、そこには人件費の問題とかいろいろ出てくるものですから、予算の確保とか。それで、また今、再任でお二人来ていただいておりますけれども、その人方が今後どうしたいかというのも、やっぱり聞いてみんとわからんものですから、また対応はしていきたいと思って、皆さんにはまた折々報告はいたします。

○14番（高田優子君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、よろしく願いいたします。

ほかに何か皆さんより御質問などはございませんでしょうか。

それでは、次長のほうから皆さんにおつなぎしたいことがございます。よろしく願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） こんにちは。事務局次長、小山です。

平成30年度の農地利用状況調査の実施についてということで、お願いと説明を

させていただきます。今日は紫色のファイルをお配りしております。これに沿って御説明いたします。

農地利用状況調査、これはですね、農地法第30条に、農業委員会は、毎年1回その区域内のある農地の利用の状況についての調査を行わなければならないと規定しております。調査方法としましては、これに明記してありますが、農業委員、今回から農地利用最適化推進委員が、農区地域、それぞれの受け持ちの地域を巡回し、耕作の状況などを見て、遊休農地（荒廃農地）になってるかどうかを調査します。遊休農地であるとかですね、荒廃農地であるとか、それぞれの目的あつての言葉であるのですが、一番聞き慣れた言葉としては、耕作放棄地というものであります。巡回してもらってももちろん、農地とは、ここに次の行で定義としてですね、農地法第2条に、耕作の目的に供される土地と定義されております。ですので、巡回していただいたところで、別に耕作されているのは何の問題もございませんので問題ないんですが、ここで遊休農地といわれるのはですね、どのような定義かと言いますと、一つ目として、おおよそ1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地、また、2番目に周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地というのが、遊休農地、荒廃農地としての定義とされております。

さらに、この荒廃農地のですね、水準があります、レベルが。荒廃農地A分類という、アルファベットですね、A分類といいまして、これはまだ再生が見込まれる農地、具体的にはですね、伐採であるとか少々の重機を入れていいので、整地作業等を実施することにより、農地の定義である耕作の目的に供される土地に再生されることが見込まれる土地というのが、荒廃農地A分類となります。

次に、さらに荒廃度合いが進んでいるのをB分類と位置づけまして、これは再生利用が困難な農地、具体的には地目としてはですね、農地、田畑、樹園地等ではあるが、もう現状が山林状態になっているという、もう再生が無理であろうというのが荒廃農地B分類という分け方をしております。

農地利用状況調査、次のページですけど、巡回はですね、農区ごとということもしてありますが、やはり一番身近な農区の中でもそれぞれの地元、農区というのが、複数の校区とか地域に重なっておりますので、身近なですね、一番地元として話が何か聞けるようなところ、わかるようなところを中心でお願いしたいと思います。

それで、いろいろと調査した、ここは荒れとるなあとか、そういうのをですね、地元の利を生かして、もし所有者さんであるとか、所有者さんがおられない場合は耕作をされている人か、そのような方々からお話を聞くことができればですね、そのような情報を次に別紙調査票というのを付けておりますので、農地の所在、地番、所有者等など、できるかぎりの得られた情報をですね、記事欄のほうに書き込んで

いただきたいと思います。地番というのはなかなか特定が難しいかとは思いますが、もし話を聞くことができ、どここの何番で、何反何畝程度でもよございませので、所有者の方と情報を書いていただいて、もしよろしかったら、今後荒れてる土地があって、どのようにされる意向であるとか、なんかそういうことを聞くことができたらずね、記事欄のほうに情報を書いていただきたいと思います。

実情を申しますと、この荒廃農地調査というのは、さっき説明の中でA分類、B分類、A分類はなんとか再生の見込みがある。そのA分類のほうの情報ですよ、利用状況調査をお願いして、なんとか情報をたくさんいただきたいと考えております。B分類というのはですね、これもですね、国の方針でですね、実際地目は田畑、農地であるが、実際山林状態になっているのがたくさんあります。そういうのは国のほうからの方針で、速やかに実状に則した、そのまままだ田とか畑、樹園地状態になっておる、これはもう実状に則して、山林なら非農地証明なり非農地通知なり出して、もう農地ではないようにするというお達しも出ておまして、次回、今年度中の総会でまた説明しますが、非農地の判断というのかなり緩和をされております。以前でしたら総会で議決を、提案してですね、議決の中で非農地としていくことを承認するという形をとっておりますけど、今年度に入ってからまたお達しがきまして、もう議決は要しないと。議決事項になっても実際の実状が山林状態であるなら、せめて総会の中では報告事項としてもいいので、非農地証明、通知等を発送するようにというお達しが来ている状態であります。

それでB判定につきましてはですね、過去のこの5年ぐらいの荒廃農地調査ですね、その時点から山林状態であるというのを、記録をずっとデータが蓄積されておりますので、事務局がそれらの過去を普通に考えて、4年前の航空写真撮って山林状態のところは、そこが改善されているということはほぼ考えられないです。ですので、それらを抽出してですね、山林B判定というのは、事務局のほうで非農地通知の、もちろん同意を得てですけど、それを発送するような作業を逐次、今、少しずつ進めておりますので、今年度分も10haほどを目標にですね、非農地の判断を進めるね、非農地の判断を進め準備をしております。ですので、農業委員さん、最適化推進委員さんに利用状況調査をお願いするにあたっては、まだ再生可能であると、A分類状態のところをなんか見受けるところがありましたら、この調査票にできる限りの情報を記録してもらって、調査期間がですね、1カ月間としております。ちょっと農作業等いろいろ忙しい時期じゃあるかもしれませんが、次回11月5日の総会のときにですね、判明した情報を記録していただいて、このファイルごと提出をお願いします。

それと、今回から農地利用状況調査は、最適化推進委員の活動の日誌の中に利用

状況調査等とありますので、今回の要した出勤回数、作業に発生した場合には、ですね、その日誌のほうにも記録をあげられてください。それが対象になっておりますのでよろしくお願いします。

以上、まずは不明な点があらわれましたらですね、いつでも私が担当しておりますので、お電話等、問い合わせさせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

今、次長のほうから説明がありましたけれども、皆さんもいろんな場面でそういう荒廃農地であるとか、遊休農地、いろいろ見られると思います。直接御指導いただいても結構ですけども、わからないときは事務局のほうに言っていただくという話ができると思います。どうぞよろしくお願いします。

○7番（下川 安君） 過去にですね、地図情報の中で、A判定、B判定をしたやつが、もう3回か4回ぐらいしてあると思うんですね。それは手元にあるんですね。B判定の荒廃地については、その中の地図で落としてあると思うんですけども、A判定がどこなのかというのは、それを見ないと私たちもどこだったかというのはわからんとですね。だけんがどのへんまでまわればいいのか、どのへんまで巡回すればいいのか、そのへんの区域がわからんので、そのへんの地図を、それを市に行けば貸してもらえるのかどうか、そのへんが一つあると思うんですね。だけん、今までB判定したところはまわらんでよかったですよ、見らんでよかったですよね。A判定とそれ以外のところをそれなりに巡回して、ああここはいかんねということでこの調査票にあげればいいんですかね。その意味合い的にはそうですね。

○事務局次長（小山 博君） はい。ちょっと今おっしゃられたとおおり、説明が最初こちらから不足していますけど、2,000分の1という地図、字図ですたいね、航空写真と合致しているものを全域保管はしております。農地利用状況調査のときは、その大きな写真と字図とセットでやりよったんですけど、これもなんかいろいろ試行錯誤しよったんですけど、なかなかそれが機能を果たせないときも、1グループに1枚ということになってしまうので、今回はあえて身近なところから、わかるところの情報をお願いしようということしております。

今、下川委員おっしゃるとおり、言われれば写真、字図の提供はできます。ですので、どのあたりということが、もし的を絞りたいというところで、平面図とか写真とか、航空写真とか見たいということだったらもちろん提供できますので、申し付けてください。

○7番（下川 安君） だけん、すみません、これをどの範囲ば、皆さんもわからんと思うんですけど、どの範囲ばまわればいいのかというのが、自分たちがいつも見てまわる範囲で、そのへんのところで荒れとるなあとか、そういう状況で出している

のか、その地図を見て、この辺まで見らないかなのかなあというのを見てまわるのか、そのへんで、それに書くところを取り組み方が変わってくると思うので、そのへんはどがんすつとかなあ。

○事務局次長（小山 博君） 今回は身近なところから調査をしようということにしておりますので、範囲の中の全筆調査ということではなく、身近なところ、わかるところからということの方向でおります。よろしいでしょうか。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。

今の問題についてお尋ねしたいのが、やはり今、農業委員の方が言われたように、どこを見たらA地とかB地とかわかるか、そういうやつがなかったらですね、我々推進委員初めて1年生はどこをどういうふうにしてあるのか、現在全然わからない状態なんです。そういうことについては、やっぱり地図、航空写真、ある程度部分的なやつでも、その地域のやつを発行していただかんと、我々もちょっと探し当てるのは難しいと思います。

○事務局次長（小山 博君） 地図と航空写真と地域の広いが1部だけあってですね、それはグループで1枚前回までは配付をしようとしたっです。その方法をとっておりました。もし今回農区ごとまたそれを絞っていくなら、農区の中の地域ごとということになると、一部の、本当相当広いです、広い航空写真と広い字図になります。そればお渡ししとってよろしいんだったら今日でも出せますけど、1部で分散させてですね、地区別になら第5農区のどこどこていうて、分けてから写真と字図を出しよったことはちょっとしておりませんでした。グループの中で大きなのを一つお渡ししよったです。その状態でしたら今日でも出せるんですけど、いかがでしょうか。

○12番（中島浩輔君） 去年は配付されたやつはまだ保管してありますか。

○事務局次長（小山 博君） まだあります。

○12番（中島浩輔君） それで間に合うと思うんですけど。

○事務局次長（小山 博君） それは大きな袋に地区ごとに分けてまだあることはありますけど、だから、かえってこちらが思ったのが、その1枚の広か地図と航空写真とやってですね、農区の中にも複数人数おられるので、そればどがんしたふうに分けてしなつとも困惑しなつとやなかつかなあて思うたっですよね。ですので、今回ちょっと方向的には、ほんのお住まいの農区の中のその地元の中で一番身近なところで、わかるところだけで情報ば教えてもらってですね、そこを意向調査のその情報をもとに、その土地の所有者であるとか台帳等で調べて、所有者の方の住所とか、意向調査に、今年度中に行う意向調査に反映させるという考えでございました。

○12番（中島浩輔君） その中で、今、栗田推進委員さんが言われたように、初めて

の方もいらっしゃると思いますので、農業委員と一緒にまわられて、その図面を見ながら、去年のチェックポイント以上にまた今年チェックせなるところが出てくる可能性がある。そのへんを黄色の線でチェックしてあった部分は、そのまま良くなったか悪くなったかの確認もできるし、新たに黄色を塗らな部分が出てくるかもしれないし、そのへんのチェックしやすいような資料というのが、要するに前の農業委員さんも、下川さんが言われたように、手元にあったほうがチェックしやすいということで、今年のじゃなくても去年の、一昨年のもので配付してもらえればと。

○事務局次長（小山 博君） ではわかりました。ちょっと手順が悪かったですけど、今日帰りにですね、農区ごとレベルにはなってきますけど、大きな袋に入っている航空写真とですね、字図と、一つの区は何人も委員さんがおられますけど、その一つの農区ということできょうお渡しします。それには過去A分類状態だった印が付いているものもありますし、見比べることはできるはずですので、よろしく願います。

今日帰りに、私これからすぐ下りて準備をしますよしますので、農区に1部ということできょう配付します。よろしく願います。

ではここに持ってきますので、ちょっと終わるまでにこれから持ってきます。

○3番（赤松繁之君） 小山次長、だけん町とか築山は人間が減ったっですたいね。一番荒廃農地が多かて思うですたいね。

○事務局次長（小山 博君） はい、そうですたいね。だけんいろんなことを考えて、身近なところのわかるところの調査にしようとしたつもそういうのもあつとですよね。平均じゃなかけんが、はい。だからさっき説明で言いましたように、もう荒廃のB分類のことははっきり言うてもう置いとつてもよかです。再生可能なですね、もしかしてその所有者の人の意向として、今後の取り組み次第で再生できるとか、そういうところをなんか調査したいというところでおりました。

○3番（赤松繁之君） 特に築山はですね、大半がもう後継者がいないから荒れてしまっているんですよ。

○事務局次長（小山 博君） またちょっとそこはまた協議したいと思いますので、ちょっと準備を今からしますよ。

○議長（永田知博君） 今の意見ですけども、今現在、折々にやっぱり気づくところがあるじゃないですか。それをまず身近なところからチェックして、それで今までの経過もありますけど、それと見比べて、そういうふうにしてチェックしたほうがいいと思うわけです。やっぱり、結構2年後、3年後放つたらかししてあるのは、行つたり来たりするときに見えるじゃないですか。そのへんをまずそれをおさえてですね、前のと比較したりしながら改革していかなとしようがないと思います。同じ

ことを前もってああここもここもてしてするよりも、今現在気がついたところを
です、見て、そしてまず身近なところをしてください。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

先ほど事務局のほうから地図、今までの実績の地図を用意しますので、必要
な方は持って帰っていただきたいと思います。

どうもおつかれさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時29分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年10月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 船津 和利

農 業 委 員 澤村 哲志